

平成19年5月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成19年5月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成19年5月10日(木) 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 会議録署名委員の指名
  - 5 議案第5号 市川市教育計画の改正について  
議案第6号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について  
議案第7号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について  
議案第8号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について  
議案第9号 市川市使用料条例の一部改正について  
議案第10号 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第11号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
  - 6 その他
    - (1) 平成19年度市川市奨学生の決定について
    - (2) 新井小学校用地(通学路)使用不許可処分について(弁明書(4))
    - (3) 平成19年度全国学力・学習状況調査の実施について
    - (4) 菅平高原いちかわ村の使用料について
    - (5) 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第5号 市川市教育計画の改正について  
議案第6号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について  
議案第7号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について  
議案第8号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について  
議案第9号 市川市使用料条例の一部改正について  
議案第10号 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第11号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について

## 2 その他

- (1) 平成19年度市川市奨学生の決定について
- (2) 新井小学校用地（通学路）使用不許可処分について（弁明書（4））
- (3) 平成19年度全国学力・学習状況調査の実施について
- (4) 菅平高原いちかわ村の使用料について
- (5) 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 5 出席委員 五十嵐 芙美子  
吉岡 博之  
井関 利明  
宇田川 進  
西垣 惇吉

## 6 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部長	田中 庸恵
学校教育部次長	山崎 繁	生涯学習部長	鋒崎 修二
生涯学習部次長	浮ヶ谷 隆一	企画調整課長	福田 明
就学支援課長	松本 辰夫	教育施設課長	渡邊 静男
義務教育課長	古山 弘志	指導課長	高橋 邦夫
保健体育課長	西川 裕二郎	教育センター所長	伊東 秀樹
生涯学習振興課長	齋藤 忠昭	地域教育課長	鈴木 郁夫
青少年育成課長	石井 正夫	公民館センター長	堀切 公雄
中央図書館長	漆原 利一	考古博物館長	堀越 正行
自然博物館長	西 博孝		

## 7 事務局職員、職・氏名

教育総務課長	青木 一雄
教育総務課 主幹	山田 修一
〃 副主幹	高井 裕美子
〃 副主幹	谷内 弘美

## ○ 五十嵐委員長

ただ今より、平成19年5月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、この定例会の会期は本日1日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行いたします。会議録署名委員の指名ですが、会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、西垣委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第5号 市川市教育計画の改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○ 企画調整課長

1 ページをお開きください。本市では教育行政の指針として市川市教育計画があり、毎年見直しを行っております。前回の定例教育委員会で18年度の実績について成果と課題を報告いたしました。今回はその結果などに基づきまして、教育計画のうち序文と行動テーマについて見直しを行ないましたので、ここに提案し、審議をお願いするものです。はじめに、序文ですが、2ページを開いてください。序文には、教育を取り巻く環境の変化と課題、それらに対する市川市教育委員会の基本的な考え方と取り組み姿勢、並びに新年度の主な重点施策について記述してあります。昨年度、大幅に見直しをしましたので、今年度は部分的な改定になっています。2ページの前段については、教育を取り巻く環境の変化と課題を取り上げていますが、昨年と比べて大きくは変更していません。課題としましては、子どもの学力低下問題を中心に生活習慣の乱れや、体力低下、安全安心への不安、また、生涯学習社会における問題点などがあります。後半に、「このような教育をめぐる状況の変化や」の段落がありますが、このような状況の変化に対して国では、昨年12月に教育基本法の改正を行いましたので、これを追加しました。市川市としては、ゴシックで表記してありますが、教育の共有化という基本的な考え方のもとに対応しているところであり、教育の共有化とは何かについては、ゴシック文字の下に書いてあるように、学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を発揮しつつ、相互に連携をして一体感のある教育を展開していくことであり、この考え方をベースにしまして、各種の課題に対応しているところであり、続きまして、3ページをご覧ください。新年度の具体的な取り組みといたしまして、ゴシックで表記してあります5つのキーワードを主な重点施策として取り組むことにしております。この5つは昨年と同様であります。1の確かな学力の育成については、4月から特別支援教育制度に移行しましたので、この項目の

下から3行目、「特別な支援を必要とする子どもたちにとっては」の文章を追加しました。2の豊かな人間性を育むについては、昨年度のタイトルは豊かな心になっていたものを豊かな人間性に変更しましたので、豊かな人間性の概念について追加したほか、文章の一部を変更しました。3のヘルシースクールの推進については、変更はありません。4の安全・安心の確保については、昨年度は防犯だけを想定していましたが、昨今、地震や台風の被害が目立ちますので、この項目の3行目に「地震や台風による被害が」の文章を入れ、防災への対応を追加しました。5のコミュニティサポートの充実については、内容的な変更はありませんが、コミュニティサポートの必要性と役割を追加しました。5ページをお開きください。下から10行目に「家庭の教育力向上も重要な課題です。」で始まる文章を追加いたしました。続いて6ページをご覧ください。22の行動テーマの新旧対照表については、今年度に変更した点についてゴシックで印刷を濃くしてあります。変更箇所が多いので、主なものについて説明します。行動1の⑤のキャリア教育については、子どもたちに望ましい職業観、勤労観を身につけてもらうため、新たに追加いたしました。続きまして、9ページを開いてください。行動8小中学校適正規模の対策として、校舎の増設などハード面と通学区域の変更などソフト面の対応がありますので、項目を2つに分けたものです。次に11ページをご覧ください。上から2つ目の少年自然の家については、生涯学習ボランティア制度を追加しました。その下の青少年育成課の育成団体の活用については、青少年育成課が教育委員会に戻ってきましたので、テーマに追加したものです。最後に、13ページになりますが、少年自然の家では幅広い年代層を対象とした主催事業を提供することになりましたので、項目を追加することにいたしました。この改正した教育計画に基づき、事業を進めていくこととなりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

○ **五十嵐委員長**

市川の学校教育3カ年計画、創意と活力のある学校づくりとありますが、各学校で計画を作成するということですか。

○ **指導課長**

各学校で自校の3カ年計画を作成して、それに向かって推進することになります。

○ **五十嵐委員長**

以前、指導課から定例教育委員会のときに、3カ年計画をいただいたと思います。

○ **指導課長**

市川市教育委員会が、確かな学力、豊かな人間性、ヘルシースクール、信頼される開かれた学校づくりの取り組みのモデル案として、各幼、小、中学校に提案したものを各幼、小、中学校が 18 年度から独自の 3 ヶ年計画を作成して取り組んでおります。

○ **五十嵐委員長**

各学校が計画を提出して、目標の達成などを考えながら行政に反映していくわけですか。

○ **指導課長**

行政の教育指針を各幼、小、中学校に受け止めてもらい、それを自校の子ども達の実態や地域の実態に合わせて、できるだけ具体的な数値目標を入れるようにして、3 ヶ年計画作成しています。計画したものを実践し、評価し、見直して、各幼、小、中学校がそれぞれ 3 ヶ年の教育計画を作成しております。これについては、教育委員会が年度ごとにヒアリングを行っております。

○ **宇田川委員**

この計画案と子どもが主役というパンフレットも 2006 年版から 2007 年版に変わっています。各学校によって、内容が変わっているところもあるし、変わらないところもあります。この計画案と子どもが主役は、どのような関係なのでしょうか。

○ **指導課長**

子どもが主役はどちらかというと保護者、市民に向けて、市川の教育施策をより分かりやすく理解していただくための広報的役割が強いものがございます。

○ **企画調整課長**

教育計画については、市川市で言えば、総合計画にあたります。教育行政全般にわたる考え方を示しております。子どもが主役は学校教育の中で、それぞれ学校が独自性を出してもらおうという形で作っております。教育計画が上位計画としてありまして、その下で、各学校が自校の地域や子ども達の特徴を生かした中で、学校の方針を出していく形になっています。

○ **井関委員**

教育計画の 5 つの項目は、子ども達にも市民にも分かってほしいわけですね。そうすると、あまりカタカナ言葉が多くならない方がいいと思います。例えば、3 番目のヘルシースクールはどこからきた言葉なのですか。ヘルシーというのは、形容詞です。スクールは名詞です。学校が健全かどうかという話になってしまいます。内容が違うのではないかと思います。

○ **西垣委員**

これは、WHOの健康都市宣言の中の文言になっているものです。

○ **井関委員**

最近はウェルネスという言葉を使っています。英語に直しても通用する言葉を使わないとおかしいと思います。どのような理由でこの言葉が選ばれたのか調べていただきたいと思います。

○ **吉岡委員**

今まで、豊かな心という言葉を使っていたのですけれども、人間性に替えた理由を教えてください。

○ **企画調整課長**

心と人間性を比べたときに、どちらが大きな意味があるのかというと、心の方が意味合いが大きいと思うのです。心の中に人間性が入ってくると思えます。教育が目指すのは最終的に心かもしれませんが、教育はまず人づくりということを見ると、生きる力を持った子ども達とか、自立できる子ども達、相手を思いやる心を持った人間、そういった公共心のある子どもを育てていこうということを見ると、心では広すぎるので、豊かな人間性を育てていくのが、まず第一歩ではないか、具体的ではないかと考え変更したものです。

○ **西垣委員**

私が提案して変更しました。常々、豊かな心とは何なのだろうかと疑問に思っていたので、人間性の方が分かりやすいのではないかと考えて変更しました。

○ **五十嵐委員長**

放課後保育クラブが教育委員会に入ってきて、行動計画には入れなくて良いのですか。

○ **青少年育成課長**

検討はいたしましたけれども、青少年の育成団体と保育クラブ、ビーイングについては、基本的には安全、安心という部分の大きな柱の中に追加させていただきました。今後、検討し、来年度に付け加えていきたいと思っております。

○ **井関委員**

5ページに生涯学習のことが書いてありますけれども、付け足しに見えるので、新たな項目を作ることはできないですか。

○ **企画調整課長**

生涯学習は2007年問題と言われるように、重要になってくると思っています。ただ、具体的に目に見える形で施策を打つ場合、5本柱を6本柱にしていく

ということがあるのですが、今の5本については、重点的に行なっていますし、事業も新しい事業が出てきています。生涯学習については、際立って新しい事業が見えてこなかった関係で、柱の中に入れていませんけれども、重要性については、認識しています。

○ **井関委員**

2007年問題について、市は意識をしていることを表すために、柱をたてておいた方がいいと思います。

○ **西垣委員**

市の施策には入っていますね。

○ **教育総務部長**

施政方針には入っていますが、教育ということでは入っていません。

○ **企画調整課長**

生涯学習の範囲というのは広いので、先ほど説明いたしましたように少年自然の家で、生涯学習ボランティアを募集するなど、新しい芽が出てきますので、そのようなことを合わせた中で、新しい柱をたてる方向で、来年度に向けて検討させていただきたいと思います。

○ **生涯学習部長**

個別の施策で言いますと、少年自然の家は少年だけではなく、空いているときには高齢者の方も含めて、色々な生涯学習の場にしていただくということで、後ほど議案でも出させていただきますけれども、設管条例を少し変更させていただいて、ユーティリティーな使い方ができるように考えております。

○ **井関委員**

そこで将来は、NPOで連続講座を開く計画があります。また、受講者に市から資格を与える話もあります。外部の意見を色々聞いていただきたいと思います。

○ **五十嵐委員長**

先ほどのヘルシースクールの言葉の使い方を検討ということをお願いします。

○ **企画調整課長**

ヘルシースクールというネーミングは、すでに認知されている言葉になっていますので、年度途中で急に替えていいものかということがあります。ネーミングについては、来年まで検討させていただきたいと思います。

○ **井関委員**

来年でいいです。そのかわり、ヘルシースクールという従来のものを拡充し、内容を充実させて、このネーミングにいたしますとすればいいと思います。



す。

○ **五十嵐委員長**

それでは、議案第5号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第6号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **就学支援課長**

資料は、15ページから17ページになります。本審議会は、幼児教育の振興充実について、市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査・審議していただいているところでございます。委員の構成は、学識経験者の1号委員4名、幼稚園関係者の2号委員4名、保育園関係者の3号委員4名、小学校関係者の4号委員1名、合わせて13名であり、任期については、平成17年7月7日から平成19年7月6日までとなっております。4月に2号委員の利根川委員が人事異動により、4号委員の宮崎委員が退職により、また、1号委員の松永委員が市議会議員選挙のため辞任ということで、それぞれ解嘱になりましたので、新たに委員の委嘱が必要になりました。そこで、2号委員については、公立幼稚園教頭会会長の横田裕子教頭が、4号委員については、幸小学校の佐藤正人校長が、それぞれ委員候補者として推薦がありましたので、ご審議をお願いいたします。なお、1号委員については、市川市議会に推薦をお願いしてありますが、5月21日から23日の臨時会後でないと推薦できないとのことであり、また、その翌週には本審議会の開催が予定されていることもございまして、6月の定例教育委員会で報告させていただく予定でありますので、よろしくをお願いいたします。

○ **五十嵐委員長**

審議会の開催は、年間何回ですか。

○ **就学支援課長**

年間4回です。

○ **五十嵐委員長**

幼教審の審議内容等もその都度、ご報告をお願いします。議案第6号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第7号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **義務教育課長**

資料は18ページから20ページになります。市川市立小中学校通学区域審議会条例第4条に定める委員のうち次の委員について、ご逝去及び定期人事異動等に伴い解嘱となりましたので、新たに委員を委嘱するため、提案させていただくものです。解嘱委員は、第2号委員、学識経験者、市川市自治会連合会協議会副会長、岡野谷藤郎委員のご逝去により解嘱となりました。第3号委員、市川市小中学校校長、古山弘志委員、東国分中学校長と松田義行委員、行徳小学校長は定期人事異動によるものでございます。後任の委員は2号委員に市川市自治会連合協議会から推薦いただきました佐々木重敏様、宮久保・下貝塚地区自治会連合会会長、第3号委員には市川市立小中特別支援学校長連絡協議会から推薦いただきました川添茂様、柏井小学校長と千坂行雄様、大洲中学校長でございます。委嘱期間は本委員会で議決があった日から現委員の満了日、平成19年7月16日の期間でございます。なお、1号委員で議会推薦の2名でございますが、平成19年5月1日現在までは、松葉雅浩委員と高橋亮平議員は市議会議員任期満了に伴い、市議会議長宛に平成19年6月7日から平成21年6月6日までの2年間、後任委員の推薦を依頼しているところでございます。これについては、6月定例教育委員会に議案として提出させていただきます。最後に、在任期間については、通学審議会に欠くことができない専門知識を有する委員として、田中洋会長は28年間在任しております。その他、各種団体推薦の方で、最短で約1年、平均在任期間は6年となっております。女性委員の登用率は、昨年度委員12名中、2名でございましたので、16.7パーセントという数字となっております。最高年齢は75歳、最低年齢は41歳、平均年齢は約60歳となっております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第7号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第8号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱についてを議題とい

たします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **教育センター所長**

資料は 21 ページから 23 ページになります。提案の理由といたしましては、市川市心身障害児就学指導委員会条例第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める委員のうち、資料 22 ページの上段の委員 4 名が異動等により解嘱となるため、第 4 条第 1 項の規定により、同じく 22 ページの下段の委員 4 名を新たに委嘱するものであります。なお、委員の最高年齢は 83 歳、最低年齢は 40 歳、平均年齢は 60 歳となっております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

委員会は、年間に何回開催されるのですか。

○ **教育センター所長**

前年度は 10 回で、通常は午後 2 時から終了が、7 時から 8 時までかかる場合がございます。

○ **西垣委員**

長時間で、高齢の方もいらっしゃいますが、大丈夫ですか。

○ **教育センター所長**

ご無理なさらないように申し上げますが、委員の先生方から、情熱をかけていますとおっしゃっていただいています。

○ **五十嵐委員長**

学校訪問もあるわけですね。委員の方々が就学指導委員会以外にもどのくらい出席されているのですか。

○ **教育センター所長**

二人一組で回っていただくのですが、多い方で 20 校近く回られる方がいます。医師の方と学識経験者及び特別支援教育関係者とが、二人一組になって学校からの要請に基づいて、学校訪問をしております。

○ **五十嵐委員長**

就学指導委員会以上に出るといえることになりますか。

○ **教育センター所長**

かなり過酷であることは事実ですので、負担の軽減ができないかを検討していきたいと考えております。例えば、審議する事例ごとにまとめて、その関係の方に審査に出させていただくことができるか、症例ごとに分類できないか、また、調査員が報告をするのですが、詳細に調べて資料をたくさん作ります。これが大変長いので、もう少し、省略できないか、ご相談しながら進めたいと考えております。

○ **五十嵐委員長**

ますます複雑になってきていますから、出席率によっては答申が出せない

のですね。

○ **教育センター所長**

過半数です。ただし、情熱を持って審議されておりますので、簡素化すればいいという問題ではないと認識しております。

○ **五十嵐委員長**

審議件数が 243 件というのは、大変だと思います。

○ **吉岡委員**

委員会が始まる前に、資料は配布するのですか。

○ **教育センター所長**

件数も多く、事前の調査やテストの結果で一人ひとりの資料を作りますので、昨年一年間は、当日の朝に資料が出来上がるという状況でした。

○ **五十嵐委員長**

専門医師の方は、医師診断を合わせて委員会で出す方が多いです。市川市は非常に心身障害児就学指導委員会を丁寧に行なっていると思います。大変ですけれどもよろしくお願いします。他に質疑がないようですので、議案第 8 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 9 号 市川市使用料条例の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **地域教育課長**

資料は 24 ページから 26 ページでございます。市川市使用料条例の一部改正について、平成 19 年 6 月市議会定例会に、議案を提出するよう市長に申し出る必要があるため、議決を求めるものであります。提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、使用料条例の一部改正について、6 月議会に改正のための議案を提出するにあたりまして、市長から意見を求められたことに応え審議をお願いするものです。今回、改正に至った理由として、次の二点がございます。一点は、少年自然の家の利用については、利用率の向上、有効活用がここ数年来、大きな課題となっております。今回、少年自然の家の改修工事にあたり、2 階部分にグループや家族でも利用できる、平ベッドの 4 人部屋を 5 部屋改造することができました。それにより、少年自然の家の機能を残しつつ、広く生涯学習施設として有効活用する条件が整備されました。利用者に少年以外の方が増えてくることが考えられるため、料金体系の見直しを迫られたことが

一点でございます。二点目は、今回のリニューアルにより施設、設備、プログラムを整理することができました。今後も継続的、計画的に修繕、プログラムの開発等を行ない。お客様に良好な状態で提供を続けるために、財源の一部を利用する方々に広く負担していただく料金体系が必要となってきました。以上が改正をする理由でございます。改正の内容について説明をいたします。26 ページをご覧ください。新旧対照表で説明させていただきます。今回の改正は、使用料条例、別表第 10、少年自然の家使用料のうち、宿泊施設使用料を改正するものでございます。改正の具体的内容についてご説明いたします。区分として、市内に居住するものについては、現在、宿泊使用料を徴収しておりませんでした。改正により高校生以上の方については、500 円をいただくということにいたしました。二つ目は、市外に居住するものについては、現在、一律 2,250 円を徴収させていただいております。改正によりまして、一般及び大学生を 3,000 円、33 パーセントの値上げ、高校生及び小中学生は 2,250 円、これは現状のままの据え置きとなっております。次に、改訂額の根拠について説明いたします。市内に居住する者、高校生以上 500 円でございますが、本施設の平成 17 年度決算に基づく、管理運営費、庶務経費等のうち、市民の方であるということから最低限の部分の負担をお願いしようとするものです。寝具の賃借料、利用の際に必要な印刷代、これをベースとしまして、一人当たりの利用原価を算出いたしました。更に、近隣市の額を勘案いたしまして、500 円という額を設定させていただきました。次に、市外に居住するものについては、同様に平成 17 年度決算に基づく、管理運営費等を基に市の使用料見直しの改正単価算出の準備をいたしまして、近隣市の状況を勘案し、3,000 円といたしました。なお、市外に居住する者、高校生以下については、近隣市の状況等を勘案いたしまして、現行のとおり 2,250 円と据え置きをさせていただきました。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案 9 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 10 号 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **地域教育課長**

資料は 27 ページから 30 ページでございます。少年自然の家の設置及び管

理に関する条例の一部改正について、平成 19 年 6 月市議会定例会に議案提出するよう市長に申し出る必要があるため議決を求めるものであります。提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、市長から意見を求められたことに応え審議をお願いするものでございます。今回の改正の理由といたしましては、先ほどの市川市使用料条例が改正されることにより、市川市使用料条例と市川市少年自然の家設置及び管理に関する条例との整合性をとる必要が生じるため、改正をするものでございます。今回の改正のポイントについてご説明いたします。大きく三点でございます。資料は 31 ページからの対照表ですが、大前提といたしまして、第 1 条の設置についてはまったく変更しませんでした。つまり、青少年教育施設としての少年自然の家の目的は従来どおりですということを押さえた上で、今回、改正をさせていただくものです。ポイントの一番目でございますが、32 ページをご覧ください。第 7 条でございます。先ほど、使用料条例の改正を受けまして、市内に居住する方からも使用料をいただくようになりますので、その部分との整合性を持った文言に改正してあります。二点目でございます。31 ページの下の段、5 条でございます。第 1 項については、現行の内容趣旨をそのままにして、改正案のように文言を変えました。32 ページ、従来までは、2 項はございませんでしたが、少年の活動に支障のない範囲で、生涯活動を通して他の世代にも利用していただく、有効活用の側面が出てまいりましたので、それを裏づけるための文言を挿入させていただきました。三点目は、33 ページの第 8 条、11 条とすべての条文にわたってアンダーラインが引かれている文言整備でございます。これらは、条例として市の法制実務上必要ということで、整備されたものでございます。休所日については、条例を受けた規則で定められておりましたが、近来の改正の中では、条例に持ってくる法整備上の流れがございますので、今回、条例に入れたということでございます。以上でございます。

○ **西垣委員**

子ども達の利用がない時には、大人だけの利用もできるということですね。それはどのようにピーアールしていく予定ですか。

○ **地域教育課長**

ホームページを現在、リニューアルしているのですけれども、ホームページを通してピーアールしていくと同時に、実際の事業のピーアールをしていきたいと思っております。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第 10 号を採決いたします。議案第 10

号にご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案 11 号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **公民館センター長**

資料の 35 ページをご覧ください。提案理由でございますが、社会教育法第 29 条によりまして、公民館長の諮問に応じ、公民館の特殊事業の企画、指針について、調査、審議するものとして公民館運営審議会を置くことができると規定されております。これを受けまして、市川市公民館の設置及び管理に関する条例第 12 条に、市川市公民館運営審議会を設置しております。市川市公民館運営審議会は 10 名の委員で構成され、任期は 2 年間になっております。現委員の任期は、平成 17 年 6 月 5 日から平成 19 年 6 月 4 日までであります。6 月 4 日をもちまして、任期満了をむかえますことから、新たに委員の委嘱が必要となります。よって、今回の提案をさせていただくものであります。新委員の任期は平成 19 年 6 月 5 日から平成 21 年 6 月 4 日までの 2 年間となります。委員 10 名のうち、再委嘱される方が 6 名、新たに委嘱予定の方は 4 名となっております。男女比は、男性が 7 名、女性が 3 名となっております。年齢構成は、最高齢が 81 歳、最低の年齢の方は 43 歳の方です。平均年齢は 60.5 歳です。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

審議会は、年間何回開催されるのですか。

○ **公民館センター長**

昨年は、年間に 3 回、審議会が開かれました。

○ **五十嵐委員長**

審議内容は主にどのようなことですか。

○ **公民館センター長**

昨年度は、公民館の老朽化、アスベストの問題、主催講座の応募者が少ない時の対応、2007 年問題への対応などを審議しております。それを参考に公民館の運営を行っております。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第 11 号を採決いたします。議案第 11 号にご異議はございませんか。

- **他の委員**  
異議なし。
- **五十嵐委員長**  
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)平成 19 年度市川市奨学生の決定についてを説明してください。
- **就学支援課長**  
資料は 37 ページになります。本市の奨学資金制度については、高等学校または高等専門学校のカリキュラムの習得を希望する者に対し、教育の機会均等を図ることを目的とし、昭和 44 年に創設されたものです。具体的には、市内に住所を有し、学力が優良であるも経済的に就学が困難な者に対し、奨学資金を支給するものであります。国公立の高校、高等専門学校が月、8,000 円、私立が月 1 万 3,000 円の支給でございます。今年度分については、4 月 24 日、奨学生選考委員会を開催し、学力、家計の状況、人物等について総合的に選考していただき、決定したものでございます。応募者数は、国公立 81 名、私立 66 名、合計 147 名であり、決定者数は国公立 68 名、私立 54 名、合計 122 名でした。決定率としては、国公立 84 パーセント、私立 81.8 パーセント、全体では 83 パーセントという状況でした。以上でございます。
- **五十嵐委員長**  
成績表は提出するのですか。
- **就学支援課長**  
校長の推薦書が必要になりますので、推薦書の中に成績表と出席等が載っております。
- **吉岡委員**  
補欠者とはどういうことですか。
- **就学支援課長**  
決定者が転出したり、転校してしまったり、退学した場合、予算内で繰り上げるということで、毎年 3 名程度が繰り上がっております。今回は 6 名を補欠とさせていただきました。
- **吉岡委員**  
補欠者が 0 というところは、どのような理由からですか。
- **就学支援課長**  
選ばなかったということです。補欠者が出た場合は、6 名の中で順番がついていて、その順番で繰り上がることになります。
- **西垣委員**  
学力優秀というのは、どの程度の学力があればよいのですか。



○ **就学支援課長**

今回については、5段階評価で3.0以上の方となっております。成績優秀の方が多かったものです。

○ **五十嵐委員長**

年間の予算はどの位ですか。

○ **就学支援課長**

1,500万円です。平成2年から1,500万円となっております。

○ **五十嵐委員長**

学校の授業料は上がっていないのですか。

○ **就学支援課長**

近隣の市では貸付などが多くなっている中、市川市は返還不要になっております。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(2)新井小学校用地（通学路）使用不許可処分について（弁明書(4)）説明してください。

○ **教育施設課長**

本件は、市立新井小学校の近隣土地所有者より、平成18年2月1日、共同住宅の建設に伴う新井小学校用地、現況は道路の使用願いが提出されたので、この件について調査をした結果、学校用地と所有する土地との間に公図上、第三者の土地が存在するため、学校用地が接していないということで、用地の使用を認めない旨の回答をいたしました。さらに、回答の内容も説明しましたが、土地所有者は、所有する土地の境界線が学校用地の境界と接していると考えているため、理解を得られませんでした。その後、土地所有者は、市川市長宛に審査請求書を提出したものです。審査請求の内容は、平成18年6月13日付けで市川市教育委員会が行なった、学校用地（通学路）の使用願いの不許可処分に対して、審査請求人がその処分を取り消して、学校用地の使用許可を求めているものです。市川市教育委員会の主張は、審査請求人の所有地と学校用地との間に第三者の土地が公図上存在しているので、土地が隣接しているとは言えない。現況と登記が一致していないので、使用の許可をすることはできない。したがって、不許可処分を行なうことに問題はないと一貫して主張してきたものです。審査請求後の経過については、1から9となります。今後の予定でございますが、本件については、今回の弁明書(4)で審理を終了とし、6月議会へ諮問を行い、議会の意見を聞いた後、市長が裁決を下す予定となっております。なお、審査請求人は、裁決に不服がある場合、知事に対し、再審査請求ができます。また、裁判所で行政事件訴訟法の中で争うこともできます。今回の弁明書の主な内容ですが、再々反論

書に対する弁明といたしまして、市川市教育委員会が学校用地と審査請求人の所有地とが隣接していると認めることができないと判断して、行政財産の目的外使用についての不許可処分をすることは何ら問題がないこと。審査請求人は、第三者との土地の帰属問題については、司法上で決着がついていると述べている。しかし、その判決は、市川市教育委員会を拘束するものではなく、裁判の結果とは直接の関係はないこと。以上が主な弁明書の内容です。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(3)平成19年度全国・学力・学習状況調査の実施について説明してください。

○ **指導課長**

4月24日に、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施いたしました。小中学校の最終学年における到達度を把握するため、この学年が対象となっております。市川市においても小学校、中学校併せて約6,400名が参加しました。目的は、一点目としまして、全国的な義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、各地域における児童、生徒の学力状況を把握することにより、教育の成果と課題を検証し、改善を図ること。二点目としまして、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることです。調査内容は二つございました。一つ目は、教科に関する調査として、国語、算数、数学の調査で、知識と活用に分けた出題です。これは、国語、算数、数学があらゆる教科の基礎となるものであり、国際的な学力調査において課題が見られるためです。もう一つは質問紙調査でございます。この調査では、児童、生徒の学習意欲、学習方法、学習環境等を調査しました。お手元に実際の問題例を資料として用意いたしました。中学校、数学の活用に関する問題と小学校、国語の活用に関する問題になります。学習指導要領で重視している考える力を見るために、記述的問題が比較的多く見られました。また、日常生活の中での知識などを活用する力を見る問題も目立ちました。調査結果が届き次第、分析を行い、学習改善、指導法の改善に生かしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(4)菅平高原いちかわ村の使用料について説明してください。

○ **生涯学習振興課長**

4月の定例教育委員会において、菅平高原いちかわ村の使用料の推移、そして、資料を添付させていただきました。平成19年度に現在の大ホールを個室4部屋に改修することに伴いまして、個室、大部屋などすべての使用料

の改正を図ろうと経過報告をさせていただいたところでございます。その後、部長クラスで構成しております調整会議に諮りましたところ、一つとして、平成 17 年度ベースで施設のランニングコストと建設費を年間利用者数で割った、利用者ひとり当たりの経費と使用料の乖離幅が据え置き範囲である。また、いちかわ村は保養施設であり、健康という面からも将来的には所管部署も検討する必要があるので、それまで現行料金でよいのではないかと。行政経営会議では、経営の委託化も検討するようにとの意見もいただいているところです。これらを受けまして、再度、検討いたしました結果、大ホールの改修は部分改修工事費で、いちかわ村は教育委員会が管理の委任を市川市から受けている委員会収入である。改正単価算出の乖離幅が改正するほどではないなどの理由から、今回は、改正を見送ることにいたしました。

○ **西垣委員**

利用者拡大のための施策は考えているのですか。

○ **生涯学習振興課長**

繁忙期のスキーシーズンにおいては、65 パーセントの方が、夏については、約半分の方が抽選漏れになっております。それに対して、4月、11月は極端に利用者が減ります。春と秋には、企画を行いまして、上田駅から市のマイクロバスで、利用者の方を案内していちかわ村に戻ってくることを4年程行なっております。

○ **五十嵐委員長**

小学校の先生が、利用したいけれども収容人数が少ないとおっしゃっていました。どの位の収容人数なのですか。

○ **生涯学習振興課長**

現在の収容人数は、5人部屋が4部屋、大部屋が男子16人、女子16人で合計52人となります。今回、12月末までに大部屋を4部屋に改修しますので、プラス20人となり、定員72人となります。学校での利用をお願いしたいところはあるのですけれども、受入人数の関係で問題がある状況です。

○ **西垣委員**

バンガローは使えないのですか。

○ **生涯学習振興課長**

バンガローは夏だけの利用となります。

○ **生涯学習部長**

その辺の検討はしているところですが、学年の利用ができないということで、クラス利用ですとなかなか利用いただけないところがございます。学年利用ができれば、学校で利用いただけるのかと思います。先ほど、課長が言いましたように、利用者が少ないときにイベントを組むことと、自

然博物館に協力をいただいて、新しいイベントができないか検討しております。そのようなことで、今回は、料金の値上げは見送りといたしました。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(5)市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明してください。

○ **青少年育成課長**

資料の 38、39 ページになります。今回の一部改正は、大和田小学校放課後保育クラブにおいて、現在の定員超過状態と今後見込まれます利用者の増加に対応するため、既存施設を増設する準備を進めております。5月中旬からの工事を予定しております、7月の下旬に完成をし、8月1日からの供用開始を予定しております。この増設によりまして、定員が現在の 40 名から 80 名になります。6月市議会において、条例の第2条の別表の大和田小学校放課後保育クラブの定員を改正するものであります。昨日の庁議におきまして、定員を 40 名から 80 名に改正することが承認されましたので、今後、6月市議会に議案の提出の準備を進めると共に、6月の定例教育委員会におきまして、ご報告させていただく予定です。続きまして、39 ページの資料をご覧ください。今年度の保育クラブ入所児童数集計表になります。4月1日現在、2,661 名の児童が入所しております。昨年と比較しまして、350 名、15 パーセントの増となっております。待機児童については、9クラブ、45 名となっておりますが、今後も学校等と協議いたしまして、なるべく早い時期に待機児童を解消できるように、積極的な整備を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

条例定員と実定員と実際入っている方とその人数の関係はどのようになっていますか。

○ **青少年育成課長**

条例の定員については、学校の余裕教室を利用させていただきまして、財産処分が行なわれている部分については、条例化を行なっております。しかし、待機児童が多く発生している状況がありますので、暫定的に学校の教室を利用させていただいているため、条例定員と実定員の差がでてまいります。本来的には財産処分をさせていただいて、条例定員に変えていくのが本来ですけれども、どうしても児童数の増減等がございますので、暫定的に利用させていただいているものです。

○ **宇田川委員**

2年生、3年生になるとだんだん人数が減ってくるのはどうしてですか。

○ **青少年育成課長**

入所要件としては、1年生から3年生までございますが、保護者としましては、1年生は心配な方が多く、入所率が高く、学年が上がるにしたがいまして、習い事や部活動などいろいろな部分で、放課後の過ごし方なども変わってきてまして、減少してくるものと思います。4年生については、夏休み終了までということで入所を行なっておりますので、定員に余裕がなければ、入所できないこととなります。学年で人数の枠があるわけではございません。

○ **吉岡委員**

保育クラブの開設時間は何時から何時までですか。

○ **青少年育成課長**

平日ですと、放課後から6時30分までです。土曜日ですと、午前8時から午後6時30分までとなります。

○ **吉岡委員**

待機の問題は、色々要望が出ていると思いますけれども、時間に関する要望はありますか。

○ **青少年育成課長**

昨年の12月に保護者対象のアンケートを行いまして、約半数の方が時間の延長を要望されています。市川市は保育園については、午後7時15分まで預かっていますので、保育園に通園していた児童は、6時30分から7時15分の差があります。それについては、現在、指定管理者制度で事業をお願いしております社会福祉協議会と協議を進めなければならないと考えており、今後の課題であると認識しております。

○ **吉岡委員**

社会福祉協議会では何人の方がいるのですか。

○ **青少年育成課長**

142名です。

○ **吉岡委員**

指定管理者選定には民間も入っているのですか。

○ **青少年育成課長**

18年度4月からの第1回の時は、1社選定で社会福祉協議会だけでした。来年度が指定管理者の見直しとなりますので、現在、民間の業者もございまして、今までの経緯も踏まえながら考えていかなければならないと思っております。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。本日の議事は以上でございますが、委員のみなさまから何かございますか。

○ **吉岡委員**

審議会の諮問事項に関してですが、市長あるいは教育長が諮問するのですか。幼児教育振興審議会に出席したことがあるのですが、諮問事項がいつも同じようなことなんです。どこが諮問するのかよく把握していなかったもので、この教育委員会ということであれば、諮問事項を検討する必要があるのではないかと思います。

○ **教育総務部長**

幼児教育振興審議会の条例では、諮問は市長又は教育委員会と規定されています。保育料についての諮問は、教育委員会は市長から委任されているものですので、市長だけになります。公立幼稚園のあり方というのは、従来は教育委員会が幼児教育振興審議会に諮問をする。諮問事項の検討は、教育委員会の中で議論をされるべきものであると思います。

○ **吉岡委員**

同じく事業計画は、教育委員会の中では、字句の訂正くらいになってしまうんです。ここまで作っていただいたものを根底から覆すことはできないので、我々が現場で見聞きしている事をどこで反映させたらいいのかということなのです。こういうことを盛り込んでいただきたいという事を話す場があってもよいのではないかと思います。

○ **西垣委員**

大筋が決まった段階で、教育委員会の中で議論をすれば、色々な意見が出てくるのではないかと思います。

○ **五十嵐委員長**

それでは、これをもちまして平成19年5月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時55分閉会)